

山形歯科専門学校学校関係者評価における守秘義務に関する規定

平成 30 年 1 月 25 日 制定

第 1 条 山形歯科専門学校（以下「本校」という。）が実施する学校関係者評価について、本校「学校関係者評価委員会設置要綱」第 6 条を踏まえ、学校関係者評価（以下「関係者評価」という。）に従事する評価者は、関係者評価の目的及び意義を十分に理解し、本校の学校運営及び教育活動の改善・向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動に従事しなければならない。

第 2 条 本規定において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 学校関係者評価に従事するすべての委員会の委員（本校教職員を含む）
- (2) 事務局業務に携わる教職員

第 3 条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。

第 4 条 評価者は、評価を通して閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- (1) 評価者が第 2 条第 1 項各号の委員等として委嘱されているという事実
- (2) 公表を前提として本校が作成した刊行物その他の資料
- (3) 当該年度の学校関係者評価結果が公表された後における当該年度の学校関係者評価に従事したすべての評価者の職氏名

第 5 条 評価者は、本校事務局から送付された学校関係者評価に関する資料のうち本校が指定する資料については、評価活動終了後速やかに本校事務局に返却しなければならない。

第 6 条 本規定の改廃は、本校教育運営委員会の議を経て校長が提案し、山形県歯科医師会理事会（以下「理事会」という。）の承認を得て決定するものとする。

第7条 本規定に定めるもののほか、本校学校評価事業に関し必要な事項は、原則として本校教育運営委員会の議を経て校長が別に定めるが、必要に応じて理事会において承認の上、決定する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。